

令和5年度 安全装置等導入促進助成事業概要

公益社団法人 福岡県トラック協会

1. 交付要綱

「安全装置等導入促進助成金交付要綱」参照

2. 助成対象

令和5年4月1日から令和6年2月末日の期間に、新規（中古品・レンタル品を除く）に安全装置等(以下「装置」という。)を導入し、支払いまで完了した公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）及び支部・分会のいずれにも所属する会員事業所（以下「会員」という）に限る。

3. 申請方式・方法

装置導入後の事後申請方式となります。

会員事業所は、装置を導入、支払い（リース契約）まで完了させ、令和6年2月末日までに下記書類を県ト協（業務一課）にFAX【092-451-7964】にて提出して下さい。

添付書類	後方視野確認支援装置	側方視野確認支援装置	大型車用トルク・レンチ
共通	「安全装置等導入促進助成事業実績報告書（助成金請求書）」様式1		
買取り	・装置の請求明細書（写） 及び領収証（写）又は 金融機関振込通知書（写）	・装置の請求明細書（写） 及び領収証（写）又は 金融機関振込通知書（写） ・車検証（写）	・装置の請求明細書（写） 及び領収証（写）又は 金融機関振込通知書（写） ・車検証（写）
リース	・装置の価格明細書（写）及び リース契約書（写）	・装置の価格明細書（写）及び リース契約書（写） ・車検証（写）	・装置の価格明細書（写）及び リース契約書（写） ・車検証（写）
その他			・カタログ、説明書等により 「600N・m」以上の締め付け能力 を有することがわかる箇所の （写）

※受付期間中でも予算枠に達した場合は、その時点までとする。

【予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。】

4. 助成対象装置 ※安全装置助成対象装置一覧参照

助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とし、助成対象機器は、全ト協が定める装置とする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

(1) 後方視野確認支援装置

(2) 側方視野確認支援装置 (車両総重量7.5 t以上の事業用トラックの左側に装着した場合に限る)

(3) 大型車用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む）。

※車両総重量8 t以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限る。

※「600N・m」以上の締め付け能力を有するものを助成事業対象とし、型式等の特定は行わない。

5. 助成額・助成装置数

	県ト協
助成額	1装置当たり購入価格（税別、工賃・付属品等は除く）の半額（千円未満切捨て）を助成し上限を20,000円 [※] とする。
助成装置数	・後方、側方視野確認支援装置は1会員事業所当たり令和5年2月末日現在の保有車両数（エンジン付車両）の20%（端数は切り捨て）を限度とし上限5装置までとする。 ・大型車用トルク・レンチは、1会員事業所当たり1台までとする。

注) 新たに後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置（一体型）を同時導入した場合は、それぞれ上限2万円（上限計4万円）を助成しますが、申請装置数は2装置となりますので、申請装置数にご注意下さい。

令和5年度 安全装置等導入促進助成金交付要綱

令和5年4月1日制定
公益社団法人 福岡県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という。）の事故防止対策事業の一環として、事業用トラックの危険予測に効果がある安全装置等〔後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置〕（以下「装置」という。）を購入する際の購入費の一部を助成することにより、交通事故防止に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 県ト協に所属する会員事業所（以下「会員」という。）とする。

(助成対象装置)

第3条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とし、助成対象機器は、全ト協が定める装置とする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。※安全装置助成対象装置一覧参照

(1) 後方視野確認支援装置

(2) 側方視野確認支援装置（車両総重量7.5t以上の事業用トラックに装着した場合に限る〔左側のみ〕）

(3) 大型車用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む）。

※車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限る（車検証を添付してください）。

※「600N・m」以上の締め付け能力を有するものを助成事業対象とし、型式等の特定は行わない。

(助成条件)

第4条 会員が所有する福岡県内に登録している事業用貨物自動車に、別に定める期間に、新規に装置を導入し、支払いまで完了させ、県ト協に助成申請したものを対象とする。

（※リースでの導入も可。）

(助成の交付額及び装置数)

第5条 助成金の交付額は、新規（中古品・レンタル品を除く）に装置を装着する会員事業所に対して、1装置当たり購入価格（税別、工賃・付属品等は除く）の半額（千円未満切捨て）を助成し上限を20,000円とする。1会員事業所当たりの助成装置数は、令和5年2月末日現在の保有車両数（エンジン付車両）の20%（端数は切り捨て）を限度とし、上限5装置までとする。ただし、大型車用トルク・レンチは、1会員事業所当たり1台までとする。

※新たに後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置（一体型）を同時導入した場合は、それぞれ上限2万円（上限計4万円）を助成しますが、申請装置数は2装置となりますので、申請装置数にご注意下さい。

(助成対象期間)

第6条 令和5年4月1日～令和6年2月末日までとする。

但し、対象期間中でも予算枠に達した場合は、その時点までとする。

(助成金の請求)

第7条 (1) 会員は、様式1の「安全装置等導入促進助成事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)」に請求明細書及び領収書(又は金融機関振込通知書)の写しを添付し、県ト協に提出する。

(リースの場合は、価格明細が分かる書面(写)、及び契約書【装着装置が明記されたものもしくは車両登録番号が明記されたもの】(写)を提出)。

※側方視野確認支援装置、大型車用トルク・レンチを申請する場合は自動車検査証(写)も添付して下さい。

(2) 県ト協への最終提出期限は令和6年2月末日必着とする。

(助成金の交付)

第8条 県ト協は、実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、会員の指定する金融機関に助成金を振り込み交付する。

(装置の処分制限)

第9条 会員は、助成対象となった装置を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附則)

本要綱は、令和5年4月1日より適用する。